

国民年金保険料免除申請

平成 30 年度（平成 30 年 7 月～平成 31 年 6 月分）の国民年金保険料免除申請（学生以外）は、7 月 2 日から申請できます。6 月までは申請できませんのでご注意ください。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 Tel.75-4973



第 68 回「社会を明るくする運動」 うきは市青少年弁論大会

中高生の熱い思いを聞く、年に 1 回のチャンスです。
若者らしく真剣に社会を見つめた弁論はあなたの心に深い感銘を与えることでしょう！みなさんお誘いあわせの上、ご来場ください。

◇日時 6 月 10 日（日）[開会：13 時 30 分]

◇会場 白壁ホール（吉井町 1001-4）

■弁士 浮羽中・吉井中から各 6 名、究真館高校から 3 名の生徒

■テーマ 犯罪や非行のない明るい社会を築くことについて、自身の体験したことや日頃感じていること、考えていること

■アトラクション 弁論審査中に吉井中学校吹奏楽部による演奏を行います。

主催：うきは保護区保護司会、うきは市青少年育成市民会議

後援：うきは市、うきは市教育委員会、うきは警察署、浮羽ロータリークラブ、浮羽ライオンズクラブ、浮羽みのうライオンズクラブ、浮羽青年会議所、国際ソロプチミスト浮羽、西日本新聞社



●問合せ うきは市教育委員会 生涯学習課社会教育係 Tel.75-3343

国民健康保険税の改正

地方税法の改正にともない、平成 30 年度から医療分の限度額が下記のとおり変更となりました。また、国民健康保険税の 5 割・2 割軽減が拡充されました。

区分	平成 29 年度（改正前）
医療分	54 万円
後期高齢者支援分	19 万円
介護分（40～64 歳）	16 万円
合計金額	89 万円



平成 30 年度（改正後）
58 万円
19 万円
16 万円
93 万円

区分	平成 29 年度
5 割軽減	33 万円+27.0 万円×被保険者数
2 割軽減	33 万円+49 万円×被保険者数



平成 30 年度
33 万円+27.5 万円×被保険者数
33 万円+50 万円×被保険者数

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがの時に安心して医療が受けられるように、加入者の方が国民健康保険税を出しあい、お互いに助け合う制度です。医療費の支払いには多くのお金を必要とし、皆さんが納めていただく保険税は大切な財源です。

ぜひ、国保加入者の皆さんの負担増を抑えるために、健診の受診等による、さらなる健康づくりへの取組をお願いします。

★保険証は正しく使いましょう

社会保険加入や転出などにより国民健康保険の資格を喪失する場合は、保険証を速やかに市役所窓口へ返却しましょう。また、保険証が変更となる場合は、医療機関にその旨をお申し出ください。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 Tel.75-4973